

桜川市規則第8号

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月10日

桜川市長

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年桜川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に、「弁明の機会の付与通知書（様式第13号）」を「弁明の機会の付与通知書（様式第15号）」に、「公表に関する弁明書（様式第14号）」を「公表に関する弁明書（様式第16号）」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に、「太陽光発電施設設置事業指導通知書（様式第10号）」を「太陽光発電施設設置事業指導通知書（様式第12号）」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に、「太陽光発電施設設置事業改善勧告書（様式第11号）」を「太陽光発電施設設置事業改善勧告書（様式第13号）」に改め、同条第3項中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「太陽光発電施設設置事業是正報告書（様式第12号）」を「太陽光発電施設設置事業是正報告書（様式第14号）」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「第13条」を「第14条」に、「施設廃止届出書（様式第9号）」を「施設廃止届出書（様式第11号）」に改め、同条第2項中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（地位の承継の届出）

第11条 条例第12条に規定する届出は、地位の承継後速やかに、地位承継届出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- （2） 事業者の地位を承継した者の法人登記事項証明書又は住民票の写し
- （3） 太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

第8条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第1号イを次のように改める。

イ 雨水処理の方法は、流量計算書により降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置）を講じること。

（ア） 敷地内浸透により雨水を処理する場合には、茨城県の雨水浸透施設技術基準によることができるものとする。

（イ） 調整池を設置する場合には、茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説によるものとする。

第8条第1号に次のように加える。

ケ 事業区域内の敷材は、地域住民等に配慮した適切な敷材を使用すること。

第8条を第10条とする。

第7条中「工事届出書（様式第8号）」を「工事届出書（様式第9号）」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「太陽光発電施設設置事業に関する協議終了通知書（様式第7号）」を「太陽光発電施設設置事業に関する協議終了通知書（様式第8号）」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項第4号中「書類」の次に「（敷材の製品認定証等を含む。）」を加え、同項第6号中「地域住民説明会結果報告書（様式第3号）」を「地域住民説明会結果報告書（様式第5号）」に、「地域住民の同意書の写し」を「隣接土地所有者同意書（様式第3号）」に改め、同項第7号中「太陽光発電施設設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第5号）」を「太陽光発電施設設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第6号）」に改め、同条第2項中「太陽光発電施設設置事業概要変更届出書（様式第6号）」を「太陽光発電施設設置事業概要変更届出書（様式第7号）」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（土地の所有者の同意）

第5条 条例第8条第2項に規定する土地の所有者の同意は、隣接土地所有者同意書（様式第3号）により行うものとする。ただし、事業区域に隣接する土地が公有地であるとき又は事業者と同一、共同の関係にあると認められる所有地であるときは、当該土地を挟んで接する土地を所有する者の同意を得なければならない。

（同意を得られない理由）

第6条 条例第8条第2項に規定する同意を得られない理由とは、次に掲げるものとする。

- （1） 隣接する土地の所有者の所在が明らかでないとき。
- （2） 隣接する土地の所有者が事業者の説明又は協議に応じないとき。
- （3） 隣接する土地の所有者が既に死亡し、相続人が確定していないとき。
- （4） 隣接する土地の所有者から同意しない合理的な理由が示されないとき。
- （5） 隣接する土地が共有地の場合において、同意する所有者の持ち分割合の合計が過半を超えているものの、残りの所有者より前各号のいずれかの理

由により同意を得られないとき。ただし、次条の規定による届出を行うに
当たり、同意を得られない理由を明らかにした書類を添付すること。
様式第3号から様式第14号までを次のように改める。

（事業者）

様

住 所
氏 名
電 話

隣接土地所有者同意書

事業者が行う太陽光発電施設設置事業について、次のとおり同意します。

同意にあたっては、事業者から 年 月 日、以下に記載の「同意に係る事項」についての説明を受け、その内容を確認しました。

事業名				
事業区域の所在地				
同意の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
事業区域に隣接する土地の一覧	土地等の所在地	地目	面積	備考

上記について同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

隣接土地所有者 氏名

（自筆）

同意に係る事項

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 事業者の氏名及び住所
- (3) 太陽光発電施設の工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
- (4) 太陽光発電施設の設置に係る土地利用計画図
- (5) 太陽光発電施設の設置に係る設計図及び構造図
- (6) 太陽光発電施設の出力及び太陽電池合計出力
- (7) 雨水対策を明らかにした図面
- (8) 自然環境、景観及び生活環境に配慮するための措置
- (9) 自然災害、事故及び機器の故障が生じた時の措置
- (10) 事業の実施に必要な法令及び他法令による許認可等の手続状況
- (11) 太陽光発電施設の維持管理計画及び廃止後の措置
- (12) その他

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

太陽光発電施設設置事業実施概要届出書

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名（設備ID）			（ ）
事業区域の所在地			
事業区域の面積※	平方メートル		
事業者	事業者の名称・代表者名		
	担当者名		
発電施設の出力（太陽電池合計出力）	キロワット（		キロワット）
工事施工者	氏名		
	住所		
工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日
運転開始予定年月日	年	月	日
運転終了予定年月日	年	月	日

関係書類（添付書類に○）

- 1 法人の登記事項証明書 ※事業者が法人の場合
- 2 住民票抄本 ※事業者が個人の場合
- 3 位置図、区域図 ※事業区域の現況写真を添付
- 4 土地利用計画図(平面図)
- 5 土地造成計画図(平面図、断面図)
- 6 給排水計画図(平面図、断面図)
- 7 流量計算書
- 8 排水施設構造図
- 9 敷材の製品認定証等
- 10 建築物設計図(平面図、立面図、断面図)
- 11 工作物設計図(平面図、立面図、断面図)
- 12 公図、登記事項証明書（全部事項）※説明に係る範囲、地番、所有者、地目が明記されているもの
- 13 隣接土地所有者同意書（様式第3号）
- 14 地域住民説明会結果報告書（様式第5号）
- 15 施設の維持管理費用及び廃止費用積立計画書(任意様式)
- 16 太陽光発電施設設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第6号）、他法令による許認可等の写し
※他法令の許認可を受けている場合
- 17 緊急対応マニュアル（自然災害、事故及び機器の故障が発生した時の緊急連絡網など）
- 18 その他書類（ ）

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

地域住民説明会結果報告書

事業名					
設置場所					
説明方法					
説明日時					
説明会会場					
出席者人数	地域住民 人	その他 人			
説明責任者					
地域住民代表者	住所 氏名		連絡先		
近隣関係者説明 状況	説明 日時	説明場所	近隣関係者の 分類（○で囲 む。）	近隣関係者連 絡先等	土地所有者又は建 築物所有者で、所有 する土地又は建築 物が住所と異なる 場合は、所有する土 地又は建築物の所 在
			土地所有者 建築物所有者 居住者	住所 氏名 連絡先	
			土地所有者 建築物所有者 居住者	住所 氏名 連絡先	
			土地所有者 建築物所有者 居住者	住所 氏名 連絡先	
次回説明（会） の有無（いずれ かを○で囲むこ と。）	有・無		次回説明（会）		年 月 日

説明内容	
質問又は要望	
回答方法（いずれかを○で囲むこと。）	説明（会）の実施・郵送・その他（ ）
質問又は要望への回答対応	

備考

- 1 説明に使用した資料を添付してください。
- 2 説明会の出席者名簿を添付してください。
- 3 記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

太陽光発電施設設置事業に関する関係法令手続確認書

1 太陽光発電施設の設置場所に関する関係法令の該当の有無

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第43条第1項に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(3) 桜川市土地利用基本条例（平成30年桜川市条例第33号）第31条第1項に規定する承認の申請	有・無	担当課 申請年月日
(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(5) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項又は第8条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(7) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(8) 森林法第10条の8に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(9) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条に規定する許可の申請又は桜川市農業委員会への届出	有・無	担当課 申請年月日又は届出年月日

(10) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)第8条に規定 する照会	有・無	担当課 照会年月日
(11) 文化財保護法(昭和25年法律第 214号)第93条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(12) 茨城県文化財保護条例(昭和37 年茨城県条例第50号)第40条第1項に 指定された記念物	有・無	担当課 照会年月日
(13) 桜川市文化財保護条例(平成17 年条例第88号)第40条第1項に指定さ れた記念物	有・無	担当課 照会年月日
(14) 土壌汚染対策法(平成14年法律 第53号)第4条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(15) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)第12条第 1項に規定する許可の申請	有・無	担当課 届出年月日
(16) 茨城県土砂等による土地の埋立て 等の規制に関する条例(平成15年茨城県 条例第67号)第6条第1項に規定する許 可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(17) 桜川市土砂等による土地の埋立て、 盛土及びたい積の規制に関する条例(平成 17年桜川市条例第115号)第5条第1 項に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日
(18) 騒音規制法(昭和43年法律第98 号)第14条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日
(19) 振動規制法(昭和51年法律第64 号)第14条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出年月日

2 その他

法令名	該当の有無	担当課等
市長が特に必要と認めるもの ()	有・無	

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

太陽光発電施設設置事業概要変更届出書（第 回変更）

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の面積 ※		
事業者	代表者名	
	担当者名	
発電施設の出力		キロワット
工事施工者	氏名	
	住所	
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
運転終了予定年月日		年 月 日
変更内容		

※ 小数点以下第2位まで記載してください。

備考 事業実施スケジュールを変更したときは、変更後の事業スケジュールを添付してください。

様

桜川市長

太陽光発電施設設置事業に関する協議終了通知書

次の事業について協議が終了したので、通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
発電施設の出力量（太陽電池合計出力）	キロワット（ キロワット）

市の意見

--

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

工事届出書（着手・完了・中止・再開）

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により、工事の（着手・完了・中止・再開）を届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	
工事の（着手・完了・中止・再開） 年月日	年 月 日
工事中止（再開）の理由	

添付書類

- 着手又は再開の場合・・・1. 工事工程表
- 中止又は完了の場合・・・1. 工事着手前、中止時点又は完了後の状況が分かる写真（前後同一アングル）
2. 各種工事の工程の状況が分かる写真
 3. 構造物・造成工事の出来形測定写真（完了時のみ）
 4. 届出図書（変更届出図書）に対して、朱書きで実測値、使用材料、規格値等を記載したもの。（完了時のみ）

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

地位承継届出書

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		新 旧	
事業区域の所在地			
発電施設の出力 (太陽電池合計出力)		キロワット (キロワット)	
事業者	区 分	承継前	承継後
	住所		
	氏名		
	電話番号		
保守点検業者	住所		
	氏名		
	電話番号		
地位承継理由			
地位承継年月日		年 月 日	

添付書類

- 1 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- 2 事業者の地位を承継した者の法人登記事項証明書又は住民票の写し
- 3 太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

施設廃止 (予定・完了) 届出書

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第 1 4 条 (第 1 項・第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
事業区域の所在地	
(廃止しようとする発電出力・廃止した発電出力)	キロワット
廃止事業区域の面積	
(廃止予定・廃止完了) 年月日	年 月 日
廃止後において行う措置	

※廃止予定届出書は廃止する 30 日前に届出すること。

・廃止に係る工程表や廃棄先などわかる書類を添付すること。

※廃止完了届出書は、廃止後 30 日以内に届出すること。

・廃止前、廃止後の写真及び廃止後の措置を示した平面図等の資料、マニフェスト等を添付すること。

様

桜川市長

太陽光発電施設設置事業指導通知書

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
指導の内容	

様

桜川市長

太陽光発電施設設置事業改善勧告書

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、
次のとおり勧告します。

事業名	
事業区域の所在地	
措置の期限	年 月 日
勧告事項	

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

太陽光発電施設設置事業是正報告書

年 月 日付けで指導又は勧告を受けたことについて、必要な措置を講じたので次のとおり報告します。

事業者名	
桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第9条に規定する協議を行った者の氏名及び協議年月日	年 月 日
指導又は勧告事項の内容	
措置内容	

様式第14号の次に次の2様式を加える。

様

桜川市長

弁明の機会の付与通知書

あなたが行っている事業については、年 月 日付け第 号の改善勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第16条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。ついては、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

なお、弁明書の提出期限までに提出されない場合は、次の事項を公表します。

1 公表の原因となる事実

2 公表を予定する事項

氏名及び住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
事業の内容	
指導、助言又は勧告に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

3 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	

桜川市長 様

住 所
事業者名
電 話

公表に関する弁明書

桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

事業名	
事業区域の所在地	
公表の原因となった事項 についての弁明	
その他当該事案への弁明	

※ 弁明書は、証拠書類を添付して提出することができます。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。